**日田高等学校　電話交換設備リースに係る入札説明書**

日田高等学校電話交換設備リース契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日

　　令和６年６月１９日（水）

２　競争入札に付する事項

1. 契約名

日田高等学校電話交換設備リース契約（詳細は仕様書のとおり）

1. 契約期間

令和６年８月１日から令和１３年７月３１日（84か月）までの長期継続契約とする。

３　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立日田高等学校　事務室

〒877-0025　大分県日田市田島２丁目９－３０　電話0973-23-0166

４　契約条項を示す場所及び日時

　　大分県立日田高等学校ホームページ上に、令和６年７月４日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

５　入札参加条件

　　この契約については、次に掲げるすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

　⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、リース・レンタルとしての業種登録を取得している者であること。

⑶　下記６のとおり、事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

⑷　この公告の日から下記８に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

⑸　自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

　　なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条大２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　ウ　暴力団員が役員となっている事業者

　エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

　カ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

　キ　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

　ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑹　大分県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

６　入札参加申請

入札参加申請書（様式４）を次の⑴から⑶に従い提出すること。

1. 提出期限　**令和６年７月４日（木）**
2. 提出場所　〒877-0025　大分県日田市田島２丁目９－３０

大分県立日田高等学校　事務室

電子メールアドレス　a32720@oen.ed.jp

電話番号　0973-23-0166　　ＦＡＸ番号　0973-23-0167

⑶　提出方法　⑴に掲げる期限までに、ＦＡＸ又は電子メールに申請書を添付する方法

により、⑵に掲げる場所へ提出すること。なお、ＦＡＸ又は電子メールを

送信した場合は、送信の都度、⑵に掲げる電話番号へその到達確認を行う

こと。

⑷　その他　　同等品で入札する場合は、入札に係る電話交換機、電話機について、⑴に

掲げる期限までに、郵送又は電子メールに添付する方法により、カタログ

等の仕様が分かる書類を提出すること。

７　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

⑴　使用言語　日本語

⑵　通　　貨　日本国通貨

８　入札及び開札の日時及び場所

1. 日時　**令和６年７月５日（金）　午前11時00分**
2. 場所　**大分県立日田高等学校　管理棟１階　応接室**

**大分県日田市田島２丁目９－３０**

９　再入札

　　開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の８第４項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札は、直ちに行うものとする。

10　大分県契約事務規則の適用

　　入札、契約及び契約の履行等の本契約に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

11　入札保証金に関する事項

　　見積金額（年額）の100分の５以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

12　入札方法等

⑴　**入札金額は、契約期間のリース料の月額とする。**見積に当たっては、84月賃貸貸借率で計算し、月額のリース料を算定すること。

⑵　落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格（１円未満の端数は切り捨て）とし、当該金額に84を乗じて得た額を契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　入札は、入札書により、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出すること。

⑷　入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則の規定を準用する。

13　入札書の提出方法

入札書は封筒に入れ、封筒の表面に宛名、入札件名を記入の上、８の⑴の日時までに８の⑵の入札場所に持参すること。

14　入札の無効

　　大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

　　なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

15　開札に立ち会う者

　　開札は、入札参加者又はその代理人が立ち会いのもと行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うこととする。

16　落札者の決定方法

⑴　有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　入札回数は原則として２回までとし、再入札の結果、落札者が決定しない場合は、随意契約に移行するものとする。

17　契約保証金に関する事項

　　契約金額（年額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

　⑴　保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

　⑵　過去２年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模を

ほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

18　契約書の作成

　　落札者決定通知の日から７日以内に、県が作成する様式によるリース契約書に必要事項を記載し、記名押印の上、上記17に掲げる契約保証金若しくは上記17の⑴又は⑵に掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。

19　入札説明書等に関する質疑

この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（様式５）を次の⑴から⑶に従い提出すること。

(1)　提出期限　**令和６年７月１日（月）**

(2)　提出場所　〒877-0025　大分県日田市田島２丁目９－３０

大分県立日田高等学校　事務室

電子メールアドレス　a32720@oen.ed.jp

電話番号　0973-23-0166　　ＦＡＸ番号　0973-23-0167

　(3)　提出方法　⑴に掲げる期限までに、ＦＡＸ又は電子メールに質問票を添付する方法により、⑵に掲げる場所へ提出すること。

なお、ＦＡＸ又は電子メールを送信した場合は、送信の都度、⑵に掲げる電話番号へその到達確認を行うこと。

　(4)　回答方法　質問票を受理したときは、文書で回答を行うものとする。